

# 社債発行の取締役会決議に 関する法務省令

制度調査部  
横山 淳

## 会社法関連省令シリーズ - 7

### 【要約】

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した。

その中で、社債発行についての取締役会決議の細目も定められている。

具体的には、社債の総額の上限、利率の上限、払込金額の下限などについて取締役会決議が必要とされ、実際の利率などについては取締役への委任が可能とされている。

### ・ 会社法関連省令の公布

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した<sup>1</sup>。具体的な省令を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則  
会社計算規則  
電子公告規則

2005年11月29日に公開された原案の段階では、合計9本の省令が制定される予定であったが、最終的には、上記の3本の省令に集約されることとなった。

本稿では、「会社法施行規則」の定める社債発行についての取締役会決議の細則を紹介する。なお、特に断らない限り、取締役会設置会社を前提に解説を行う<sup>2</sup>。

### ・ 社債発行と取締役会決議

#### 1. 現行商法の問題点

現行商法では、株式会社が社債の発行を行うためには、取締役会決議が必要であると定められている（現行商法296）。しかし、具体的に、決議を行うべき事項については、明文の定めが設けられていない。そのため、次のような点が不明確であると指摘されていた。

<sup>1</sup> 2006年2月7日付官報(号外第25号)。なお、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji107.html>)にも掲載されている。

<sup>2</sup> 会社法の下では、公開会社以外の会社(即ち、全ての株式に譲渡制限が課されている会社)であれば、取締役会を設置しない株式会社も認められることとなる。

どのような事項について取締役会において決議を行わなければならないか？

どの程度まで取締役会で具体的に定める必要があり、どの程度まで取締役に委任することができるのか？

## 2 . 会社法の下での社債の募集事項

会社法の下では、社債の発行（正確には、発行する社債を引き受ける者の募集）を行うに当たって決定すべき事項（募集事項）が明確化されている。具体的には、次の事項である（会社法 676、会社法施行規則 162。なお、～ が会社法施行規則の定める事項である）。

募集社債（ 1 ）の総額

各募集社債の金額

募集社債の利率

募集社債の償還方法、期限

利息支払方法、期限

社債券を発行するときは、その旨

社債権者が、記名式と無記名式との間の転換請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

社債管理者が社債権者集会決議によらずに、社債の全部についてする訴訟行為・破産手続。再生手続・更生手続・特別清算手続に属する行為（ 2 ）をすることができることとするときは、その旨

各募集社債の払込金額、その最低金額、これらの算定方法

募集社債と引換えにする金銭の払込期日

一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨、その一定の日

数回に分けて募集社債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨、各払込みの期日における払込金額

他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨、各会社の負担部分

募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容

社債管理者の設置に当たって、法に規定する社債管理者の権限（ 3 ）以外の権限を定めるときは、その権限の内容

社債管理者の辞任について委託契約に定めた事由があるときは、その事由

- （ 1 ）募集に応じて社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債のこと。
- （ 2 ）支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除、和解を除く。
- （ 3 ）社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行う権限のこと（会社法 702）。

これらの募集事項のうち、 は分割発行（分割払込）、 は現物払込、 は社債管理者に対す

るいわゆる約定権限の付与を、それぞれ想定したものと考えられている<sup>3</sup>。

ただ、会社法は、社債発行に関するこれらの募集事項の全てを取締役会で決議することを求めている訳ではない。実際に、取締役会決議によって決定しなければならない事項は、次のように定められている(会社法 362 五、会社法施行規則 99)。言い換えれば、それ以外の事項については、取締役に委任することが認められている。

2以上の募集について、募集事項の決定を委任するときは、その旨

募集社債の総額の上限( )

募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

募集社債の払込金額の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

( ) 2以上の募集の場合は、各募集についての募集社債の総額の上限の合計額

つまり、発行する社債の総額の上限、利率の上限、払込金額の下限などについて取締役会決議を行えば、実際の利率などについては代表取締役などに委任することが可能となっている。

その結果、「市場動向に応じて、募集条件を変化させながら、断続的に社債を募集」することや、「一定期間を定めてその期間内に公衆に対して随時個別的に社債を売り出す方法」も、法令上は可能と考えられている<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 相澤哲(法務省大臣官房参事官)・葉玉匡美(法務省民事局付検事)「新会社法の解説 社債」(「商事法務」No.1751) p.16 など。

<sup>4</sup> 同前 p.15 など。